



発行 東京都

目次

84

条 例

○東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例……………（議政局）…

条例のあらまし

●東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例（条例第一五八号）

- 一 行政不服審査法（平成二六年法律六八号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律二七号）の施行を踏まえ、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、行政不服審査法の施行の日ほかから施行します。

条 例

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年十二月二十四日

●東京都条例第百五十八号

東京都知事 外 添 要 一

東京都議会情報公開条例の一部を改正する条例

東京都議会情報公開条例（平成十一年東京都条例第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第三十条」に、「（第二十九条―第三十二条）」を「（第三十一条―第三十四条）」に改める。

第七条第一号中「情報（」の下に「第九号及び第十号に関する情報並びに」を加え、同条に次の二号を加える。

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報

十 番号利用法第二条第五項に規定する個人番号のうち、死亡した者に係るもの
第十一条中「第八号」の下に「から第十号まで」を加える。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「開示決定等」の下に「若しくは開示請求拒否決定又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「の意見を聴いて」を「に諮問して」に、「不服申立てについて」を「審査請求について」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等若しくは開示請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により開示請求を拒否する決定（第二条ただし書に規定するもの又は第二条の二に規定する適用除外文書である場合又は前条各項に該当するため公文書の開示をしない場合を含む。以下「開示決定等若しくは開示請求拒否決定」という。）又は開示請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法（平成二六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。
第二十一条に次の一項を加える。

3 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十二条の見出し中「意見を求めた」を「諮問をした」に改め、同条中「前条」の下に「第二項」を加え、「意見を求めた」を「諮問をした」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人という。以下この章において同じ。)」を加え、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十三条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第二十四条第一項中「第十三条第三項」の下に「の規定に基づく調査」を加え、「の規定に基づく助言のための調査」を「第二項に規定する諮問に応じた審議(以下「審議」という。)」に改め、同条第五項中「第二十一条の規定に基づく助言のための調査」を「審議」に改め、同条第六項中「及び第二十一条」及び「助言のための」を削り、「調査」の下に「及び審議」を加える。

第二十五条第一項及び第三項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十六条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認める」を「与える」に改め、同条第二項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、審査請求人等は、推進委員会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 推進委員会は、審査請求人等又は議長から申出があったときは、当該審査請求人等又は議長に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等又は議長は、推進委員会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第二十七条第一項前段中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「議長」を「推進委員会」に、「前条第一項」を「前条第三項」に、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を推進委員会が定める方法により表示したものの閲覧」を加え、「複写を求め」を「写し(電磁的記録にあつては、記録された事項を記載した書面)の交付を求め」に改め、同項後段中「議長」を「推進委員会」に、「複写を拒む」を「写しの交付を拒む」に改め、同条第二項中「議長」を「推進委員会」に、「前項」を「第一項」に、「複写」を「写しの交付」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 推進委員会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、推進委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三十二条を第三十四条とし、第二十八条から第三十一条までを二条ずつ繰り下げ、第二十七条の次に次の二条を加える。

(審査請求の制限)

第二十八条 この条例の規定による推進委員会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(答申書の送付)

第二十九条 推進委員会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「改正行政不服審査法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第七条及び第十一条の改正規定については、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 議長がした開示決定等についての不服申立てであって、改正行政不服審査法の施行前になされた開示決定等に係るものは、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001